

農地への盛土・切土は、 農業委員会への手続きが必要です

農地は食料生産の基盤であり、安全かつ有効に利用されなければなりません。

近年、農地を土捨て場として利用したり、産業廃棄物を投棄したりといった本来の趣旨から外れた利用が問題となっています。こういった農地の不当な利用を防ぐため、農業委員会では、農業者自らが農地の保全や耕作条件の改善を目的として、田や畑に盛土する農地の改良（例 田から田へ、田から畑へ、畑から畑へ）を行う場合、事前に土地所有者から「農地改良工事届」を提出していただき、その計画が適当かどうかを審査しています。

農地は残土捨て場ではありません！

農地改良とは、農業者自らが農地に盛土等をして利用度を高め、農地の保全、農地経営の合理化と農地の有効利用を図ることです。

しかし、業者が建設工事残土（土砂）を捨てることを目的に農地改良等を行う場合には、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要となります。

農地転用の許可なしでこのような工事を行った場合には、農地転用違反となり、3年以下の懲役または300万以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）となります。

- 盛土には耕作に適した良質土のみを使用しましょう。
- 一般廃棄物や産業廃棄物の処分処理場、工場等で排出された残土の埋め立てはいけません。

農地改良工事届の手続きは？

届出者 農地改良工事を施工する方（農地の耕作者）

建設業者による土取り行為（又は土捨て行為）につきましては、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要となります。

また、農地を一時的に利用する場合（仮設道路、資材置場、現場事務所等）についても、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要となります。

届出時期 工事着手前（受付は随時行っております）

※内容の審査に数日を要しますので、着工予定まで余裕をもって届け出てください。

※一定の規模を超える場合は、農業委員会との事前協議が必要です。

書類 農地改良工事届出書 1部

※届出書には届出者と施工業者が住所・氏名を記入し押印します。

添付書類

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| (1) 土地の登記事項証明書 | (6) 誓約書 |
| (2) 公図の写し（隣接地含む） | (7) 現況写真（着工前） |
| (3) 案内図 | (8) その他必要な書類 |
| (4) 地元区長の同意書 | |
| (5) 工事計画図面
（計画平面図および計画断面図） | |

